

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 友田 秀明

財政援助団体等監査の結果報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象及び範囲

(1) 社会福祉法人周南市社会福祉事業団

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における出納その他の事務

(2) 本市主管課（福祉部高齢者支援課）

社会福祉法人周南市社会福祉事業団に関する令和4年度の契約・協定及び予算執行事務等

2 監査の実施期間

令和5年12月4日から令和6年3月19日まで

3 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) 福祉部高齢者支援課

① 指定管理事務について

ア	指摘事項	軽費老人ホームきずな苑及び大津島デイサービスセンターの事業報告書の管理に係る収支状況について、基本協定書や社会福祉事業団の決算書との確認が適切に行われていなかった。
	措置状況	今後は基本協定書や社会福祉事業団の決算書との確認を適切に行います。

イ	指摘事項	管理業務や個人情報取扱業務について、社会福祉事業団が第三者へ委託しているものがあるにもかかわらず、適切な手続きをとるよう指導されていなかった。
	措置状況	社会福祉事業団に対し、第三者への管理業務委託等に係る指導を行いました。今後は基本協定に基づいた指定管理業務となるよう指導します。
ウ	指摘事項	軽費老人ホームきずな苑の各居室の電気料金について、当該施設の設置条例等で指定管理者の収入とすることのできる利用者負担金と規定されていないにもかかわらず、指定管理業務仕様書等で社会福祉事業団の収入とされていた。
	措置状況	今後は入居者の電気料等を指定管理者の収入とできるよう、軽費老人ホーム条例施行規則の一部改正を行います。

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 友田 秀明

財政援助団体等監査の結果報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象及び範囲

(1) 公立大学法人周南公立大学

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における出納その他の事務

(2) 本市主管課（企画部公立大学連携課）

公立大学法人周南公立大学に関する令和4年度の契約・協定及び予算執行事務等

2 監査の実施期間

令和5年12月4日から令和6年3月19日まで

3 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) 企画部公立大学連携課

ア	指摘事項	周南公立大学への出資財産（建物）のうち、前年度末に完成した改修工事を踏まえた評価がなされず、出資時点の額に適切に反映されていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な処理を行います。

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 友田 秀明

財政援助団体等監査の結果報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象及び範囲

(1) 社会福祉法人周南市社会福祉協議会

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における出納その他の事務

(2) 本市主管課（福祉部地域福祉課及び高齢者支援課、健康医療部保険年金課）

社会福祉法人周南市社会福祉協議会に関する令和4年度の契約・協定及び予算執行事務等

2 監査の実施期間

令和6年2月9日から令和6年5月28日まで

3 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) 福祉部地域福祉課及び高齢者支援課

① 指定管理事務について

ア	指摘事項	行政財産の目的外使用許可における光熱水費等の負担について、免除する手続きを行っていなかった。
	措置状況	今後は適正に免除する手続きを行います。
イ	指摘事項	社会福祉協議会が条例に規定されていない利用料を徴収していたことについて、適切な指導がされていなかった。
	措置状況	社会福祉協議会に対し、利用料の条例規定に係る指導を行いました。今後は適正な利用料徴収となるよう指導します。
ウ	指摘事項	指定管理施設における使用許可について、条例で規定する部屋の名称と施設利用許可申請書等で示された実際の名称が異なっていた。
	措置状況	条例で規定する部屋の名称と実際の名称が整合するように措置しました。今後は適切な使用許可事務を行います。

エ	指摘事項	指定管理施設における管理業務について、社会福祉協議会が第三者へ委託しているものがあるにもかかわらず、適切な手続きをとるよう指導されていなかった。
	措置状況	社会福祉協議会に対し、第三者への管理業務委託等に係る指導を行いました。今後は基本協定に基づいた指定管理事務となるよう指導します。

② 財産管理事務について

ア	指摘事項	令和4年度周南市決算書の財産に関する調書について、未記載の保有債権があった。
	措置状況	今後は適正に記載します。

周南市監査委員 久行 竜二  
周南市監査委員 友田 秀明

財政援助団体等監査の結果報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象及び範囲

(1) 公益財団法人周南市スポーツ協会

令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における出納その他の事務

(2) 本市主管課（文化スポーツ観光部スポーツ振興課、産業振興部農業振興課、都市整備部公園花とみどり課）

公益財団法人周南市スポーツ協会に関する令和4年度の契約・協定及び予算執行事務等

2 監査の実施期間

令和6年2月9日から令和6年5月28日まで

3 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) 文化スポーツ観光部スポーツ振興課

① 指定管理事務について

ア	指摘事項	指定管理者が行った指定管理対象施設以外の施設に係る修繕料の支出について、適切な指導を行っていないものがあつた。
	措置状況	スポーツ協会に対し、施設管理に係る指導を行いました。今後は基本協定に基づいた指定管理業務となるよう指導します。
イ	指摘事項	体育施設の使用料免除に係る決定について、周南市職務権限規程に基づいた決裁が行われていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正な決裁を行います。